

港区広報事務取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、区民に必要な情報を、迅速に、正確に、わかりやすく発信し、広報の充実を図るため、必要な事項を定めることを目的とする。

(広報主任の設置)

第2条 課に広報主任を置く。

2 広報主任は、当該課に属する担当係長のうちから、当該課の課長が必要名指名する。

(広報主任の指名通知)

第3条 課長は、広報主任を指名したときは、速やかに区長に報告しなければならない。

(広報主任の掌理事務)

第4条 広報主任は、第1条の目的を達成するため、総務課担当係長（広報担当）と連絡をとりながら、当該課の課長から命ぜられた範囲における、次に掲げる事項を処理する。

- (1) 広報紙、ホームページ、SNS、広報板等による情報発信に関すること
- (2) 報道に関すること
- (3) 広報物の作成・配布に関すること
- (4) 広報に係る調査研究に関すること
- (5) その他広報事務に関すること

(広報主任会議)

第5条 広報事務の連絡調整、情報伝達及び研修を行うため、広報主任会議を開く。

- 2 会議は総合政策担当課長が招集し、主宰する。
- 3 会議は、議事に関係ある者のみを招集して行うことができる。
- 4 会議には、必要に応じ、広報主任以外の者の出席を求めることができる。
- 5 広報会議等の庶務は、総務課（総合政策グループ）において処理する。

(施行の細目)

第6条 この要綱の施行に関して必要な事項は、区長が定める。

附 則

この要綱は、平成25年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。